

社会福祉法人 親泉会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人親泉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤の理事 理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員 役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (6) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、報酬等を支給する。

2 評議員には、報酬を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、繰り上げ支給)
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会、評議員会等の会議への出席その他法人又は施設の運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その法定相続人）に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除が必要な額及び本人から申出のあった立替金、積立金等の額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

4 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規定により計算した額に1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満の端数はその全額を切り捨てるものとし、50銭以上の端数はその全額を1円として計算するものとする。

(費用)

第8条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、旅費規定に基づき、所定の額を支給する。

(公表)

第9条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規程による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月 1日から実施する。

別表第1（第4条関係）

常勤の理事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額30,000円
業務執行理事	給与で支払う
理事	現在は無し

別表第2（第4条関係）

1 非常勤の理事の報酬

区 分	日 額
理事会等の会議への出席	0円
指導監査への出席	5,000円
その他法人又は施設の運営のための業務	5,000円

2 非常勤の監事の報酬

区 分	日 額
理事会等の会議への出席	0円
監事監査への出席	10,000円
指導監査への出席	5,000円
その他法人又は施設の運営のための業務	5,000円